

ご返済等がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、当組合の各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者までお申出ください。

また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情により返済が困難となった場合

なお、各営業店でのご返済等に関する相談後、ご納得頂けなかったり、ご不満等がおありの際は、本部の下記の電話相談窓口までお申出ください。

本部のご相談等受付窓口

お問い合わせ場所	函館商工信用組合監査部
住所	函館市千歳町9番6号
電話番号	0138—23—2101
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

以上

平成25年2月25日

お客様 各位

函館商工信用組合
理事長 山本 富靖

金融円滑化法期限到来後の対応方針について

金融円滑化法は、平成25年3月31日を以って期限が到来することとなりますが、当組合では、期限到来後においても、中小企業や個人事業主の皆様および住宅ローンご利用のお客様からの貸出条件の変更等の申込みに対し、これまでと同様に以下のとおり対応して参ります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、中小企業や個人事業主の皆様からの返済猶予や条件変更などのご相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、コンサルティング機能を発揮してご相談を受けた皆様の経営改善や問題解決に取り組めます。また、他の金融機関や保証協会等の関係機関とも適切に連携を図ります。
2. 住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸出条件の変更等のご相談に対しても、従来と変わることなく対応して参ります。

本件に関するお問い合わせ先

新規融資や貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情につきましては、各営業店の相談窓口のほか、本部に設置しております「苦情相談窓口0138-23-2101」でも承っています。
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

以 上。